

# 福岡県公報

平成二十四年八月二十一日  
第三千四百二十二号  
増刊  
①

## 目次

規 則 (第三十九号)

○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) …………… 1

企 業 局

○福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) …………… 1

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) …………… 1

## 規 則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成二十四年八月二十一日 福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十九号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第二号中「第六条の第二項」を「第六条の第三項」に、「同条第三号中」第六条の「第八項」を「第六条の第三項」に改める。
- 第三条第二項を削り、同条第三項中「又は前項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

### 別表第一中

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、母子生活支援施設及び自立援助ホーム

母子生活支援施設及び自立援助ホーム …… 回表欄第一中「及び第5条の4第6項」

「及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」並びに「回表欄第二中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)」及び「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に限る。)に係る取扱について」並びに「回表欄第三中「第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」並びに「(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに」並びに「回表欄第四中「第41条の3の2第4項」並びに「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」並びに「回表欄第五中「租税特別措置法の一部を改正する法律」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律」並びに「回表欄第六中「肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」及び「障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由児を入所させる指定医療機関」並びに「回表欄第七中「児童福祉法」及び「法」並びに「第5条第5項、第6項」並びに「第5条第6項、第7項」並びに「回表欄第八を回表欄第九とし、回表欄第十の次に次のように加える。」

5 第3条第3項の適用については、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、

定期発行日 毎週火金曜日

【発行】 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
【作成】 〒812-0023 福岡市博多区奈良町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

別表第一備考の五並びに「回米備考一」や「回米備考の二」の「回米備考の二」の「回米備考の二」を削る。

別表第二施設の欄中「知的障害児施設、乳児院、盲児施設、ろうあ児施設」や「福祉型障害児入所施設、乳児院」及び「肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」や「医療型障害児入所施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関」に定める。

別表第三を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、平成二十四年四月分として徴収する負担金から適用する。

企業局

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十四年八月二十一日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

福岡県企業局組織規程（昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(1)中「公印の管守」を「公印」に改め、「関すること」の下に「（公印の管守に関するものを除く。）」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八六号

平成二十四年八月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

一 病院（久留米市）の項中

医療法人天神会古賀病院21	〃	宮ノ陣三ー三ー八	を
古賀病院21	〃	宮ノ陣三ー三ー八	に改める。